

# 再販売価格維持契約書 (出版一取次)

(出版社名) を甲とし、(取次店名) を乙として、  
甲と乙は、次のとおり約定する。

甲と乙とは以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

第一条 甲と乙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、甲が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、甲がその出版物自体に再販売価格(「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する。)を付して販売価格を指定したものをいう。

第三条 乙は、乙と取引する小売業者(これに準ずるものを含む。以下同じ)及び取次業者(これに準ずるものを含む。以下同じ)との間において再販売価格維持出版物の定価を維持するために必要な契約を締結したうえで同出版物を販売しなければならない。

第四条 乙は、前条に定める契約を締結しない小売業者及び取次業者には再販売価格維持出版物を販売しない。

第五条 乙が第3条及び第4条の規定に違反したときは、甲は乙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の定める違約金は、金 円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 甲が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合
- (2) 甲が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三カ月前までに、甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通作成し、これに甲、乙記名捺印の上甲が所持し、乙はその写しを所持する。

平成 年 月 日

甲 (出版) 印

乙 (取次) 印

(ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2001.3)